

議案第146号

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 子ども等に係る医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードを提示する方法を追加する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例（平成4年6月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「医療証」を「医療証等」に改め、同条中「規定する医療証」を「規定する医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（区長が別に定める場合に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月2日から施行する。